

第四十八回国会 衆議院 商工委員會議録 第二十二号

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

- 委員長 内田 常雄君
- 理事 小川 平二君
- 理事 田中 龍夫君
- 理事 早稲田 高君
- 理事 中村 重光君
- 補野 幸男君
- 小笠 公留君
- 黒金 泰美君
- 田中 榮一君
- 田中 六助君
- 二階堂 進君
- 大村 邦夫君
- 沢田 政治君
- 田中 武夫君
- 吉田 賢一君

- 理事 小平 久雄君
- 理事 中川 俊思君
- 理事 板川 正吾君
- 眞藤 三郎君
- 海部 俊樹君
- 小宮山 重四郎君
- 田中 正巳君
- 中村 幸八君
- 長谷川 四郎君
- 板井 茂尚君
- 島口 重次郎君
- 山下 榮二君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 岡崎 英城君
- 通商産業事務官 (繊維局長) 新井 眞一君
- 中小企業庁長官 中野 正一君
- 委員外の出席者 田中 武夫君
- 大蔵事務官 塩谷 忠男君
- 大臣官房財務 (調査) 田中 武夫君
- 調査官 塩谷 忠男君
- 国税庁次長 喜田村 健三君
- 厚生事務官 柳瀬 孝吉君
- 環境衛生局長 (京畿衛生局長) 柳瀬 孝吉君
- 通商産業事務官 (企業局産業立地部産業公害課長) 平松 守彦君

- 通商産業事務官 (中小企業庁計画部金融第一課長) 中村 俊夫君
- 労働事務官 (職業安定局長) 佐藤 武君
- 中小企業金融公庫総裁 舟山 正吉君
- 参事 (商工組合中央金庫理事) 阿部 久一君
- 参事 (金庫理事) 渡邊 一俊君
- 参事 (金庫理事) 渡邊 一俊君

三月三十一日

委員麻生良方君辞任につき、その補欠として吉田賢一君が議長の指名で委員に連任された。

同日
委員吉田賢一君辞任につき、その補欠として麻生良方君が議長の指名で委員に連任された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件
中小企業者の事業分野の確保に関する法律案 (田中武夫君外十四名提出、衆法第一六号)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九〇号)
中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九二号)
小規模企業共済法 (内閣提出第七六号)

○内田委員長 これより會議を開きます。
まず、三月二十四日当委員会に付託になりました田中武夫君外十四名提出の中小企業者の事業分野の確保に関する法律案を議題とし、提出者の趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案

中小企業者の事業分野の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民経済上中小企業者の事業分野として確保することが適切であると認められる業種を指定し、当該業種に属する事業の分野への大企業者の進出に対し必要な規制を行ない、もつて中小企業者の存立の基盤を擁護し、あわせて経済秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、中小企業組織法(昭和四十年法律第 号)第三条第一項に規定する中小企業者をいう。

2 この法律において「大企業者」とは、事業を営む者であつて、中小企業者以外のものをいう。

(業種の指定)

第三条 中小企業者の事業分野として確保すべき業種は、製造業、建設業又はサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績又は取扱量のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、経済的に中小規模の企業形態による事業経営にも適切であり、かつ、当該業種に属する事業の分野に大企業者が進出することが中小企業者の事業活動を著しく圧迫すると認められるものについて、政令で指定する。

(届出)

第四条 前条の規定により指定された業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を当該指定があつた際現に営んでいる者及び当該指定後において新たに営もうとする者は、省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならぬ。

い。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(大企業者の進出制限等)

第五条 第三条の規定による指定があつた後は、大企業者は、当該指定業種に属する事業を新たに営み、又は当該指定業種に属する事業の設備の新設、増設その他の政令で定める経営規模の拡張をしてはならない。

(大企業者に対する命令)

第六条 主務大臣は、指定業種につき、大企業者の事業活動により相当部分の中小企業者が圧迫を受けその存立に重大な悪影響を受けていると認めるときは、当該大企業者に対し、その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

(脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後は、指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、新たに資本的又は人的関係において支配力を及ぼしてはならない。

2 大企業者が資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている中小企業者は、第五条及び前条の規定の適用については、大企業者とみなす。

3 前二項に規定する資本的又は人的関係において支配力を及ぼす行為は、政令で定める。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条第一項の規定に違反する行為をしていないと認めるときは、当該大企業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(審問)

第九条 主務大臣は、第三条、第五条若しくは第七条第三項の規定による政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第六条若し

くは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業審議会にはかり、その意見を尊重しなければならぬ。

(主務大臣)

第十条 この法律における主務大臣は、中小企業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十一条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

(罰則)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反した者

二 第六条又は第八条の規定による命令に違反した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十三条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国民経済上中小企業者の事業分野として確保することが適切であると認められる業種を指定し、当該業種に属する事業の分野への大企業者の進出に対し必要な規制を行ない、もつて中小企業者の存立の基礎を擁護し、あわせて経済秩序の維持を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中(武)議員 ただいま議題となりました中小企業者の事業分野の確保に関する法律案の提案理由をご説明いたします。

今日、中小企業の経営がきわめて困難な状態に置かれている原因の主たるものは、対大企業との関係であります。大企業がその資本力にものをいわせて、従来中小企業の分野にまでどんどん進出し、弱中小企業を駆逐しつつあるのが今日の実情であります。大企業が中小企業分野に進出するやり方には、大企業自身が直接行なうものか、既存の中小企業に資本や役員を投入して実質上の支配権を確立する方法があります。このような傾向を放置しますならば、中小企業は近き将来その存立の基礎までも奪われること必至であります。

わが党は、この事態を深く憂慮し、かねて中小企業者に適切な事業分野を確保して、その経営の基礎をまき安定させなければならないと繰り返し強調し続けてまいりましたのであります。これに対して、政府自民党は、事業分野を定めてこれを中小企業者に確保することは憲法に違反するといつて反対してきたのであります。しかしながら、事態の悪化は、誤れる違憲論をもって放置することを許さず、最近ではようやく政府自身でさえ、大企業と中小企業との間の事業分野について何らかの調整の必要を認めざるを得なくなっているのが現状であります。

この際、中小企業に適切な事業分野を明確にし、その分野への大企業者の進出を規制することによって、中小企業者に存立の基礎を確保することが何よりも緊急必要なことと存する次第であります。

これが本法律案を提出する理由であります。次に、その内容の概要を御説明いたします。まず第一に、本法律案は中小企業者の事業分野として確保すべき適切な業種を次の基準に基づいて政令で指定することにいたしております。すなわち、製造業、建設業またはサービス業に属する業種のうち、その業種に属する事業を営むものの総

数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつその業種の過去一年間の生産実績なり取り扱量のおおむね三分の二以上が中小企業者によって占められ、経済的にも中小規模の企業形態が適切である、もしこの分野に大企業者が進出する場合には、中小企業者を著しく圧迫すると認められるものを中小企業の事業分野として確保しようとするものであります。

第二に、指定業種を営むものはすべてこれを届け出させ、大企業者が指定業種の分野に新たに進出し、拡張することを制限し、これに違反するものには罰則をもって臨むこととしたのであります。

第三に、大企業者がみずから行なわなくとも、資本的または人的関係において支配力を持つ中小企業者をして行なわしめる場合も同様に規制の対象とし、主務大臣が大企業者に対しその違反行為を排除するための命令を出すことができるようにして、予想される脱法行為を未然に防止することとしたのであります。

第四に、かかる業種の指定並びに大企業者の進出制限、脱法行為の禁止等に関する政令を制定、改廃する場合、大企業者に対する命令を行なう場合は、特に公正を期すため中小企業審議会に諮問することにいたしましたのであります。

以上が本法律案提出の理由並びにその内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。以上で説明は終わりました。

○内田委員長 以上で説明は終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることとしたします。

○内田委員長 この際、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

中小企業関係法案の審査中、参考人から意見を聴取する必要が生じた場合には、参考人の人選、日時、手続等に関しては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○内田委員長 次に、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 それでは中小企業庁長官にお尋ねいたします。

まず、信用保険法の一部改正案に企業組合が加えられておりますが、この企業組合を加えた趣旨についてお伺いいたします。

○中野政府委員 今度の信用保険法の一部改正におきまして、改正点の第二点として、小企業者の定義を改正して、小規模の企業組合を追加するということとしたのであります。御承知のように、企業組合というのは協同組合の一つの形態でございますが、その組合員は自分の資本と労働をすべて組合に投入しまして、その組合に入った方には企業者としての独立性を失うというふうな形になりまして、企業組合自体が一つの企業者、中小企業者として事業を行なうところが御承知のように特色があるわけでありまして、その意味におきまして、会社、個人の場合と同様に、企業組合というのはいくつの事業体でありますから、むしろ中小企業者それ自身と見たほうがいいのじゃないか、個々の企業者の集まりというよりは、そういう実態になっております。しかもこれは非常にものが非常に多いわけでありまして、その意味で小企業者の定義の中に企業組合自身を入れる、したがって使用する従業員の数も五人以下ということになったわけでありまして、小企業者の中に入れて、企業組合にも今度の制度の恩恵が及ぶようにしよう、こういう趣旨でございます。

○中村(重)委員 適切な考え方だと思つたので、
そうなるべくと、企業組合自体の事業所得とい
う点、これは税の問題でございませうから大蔵省の
関係になるわけですが、当然あなたのほうでもこ
の企業組合に対する関心を持っている。個々の業
者が集まって事業を営む、こういうことになつて
まいりますから、そこで個々の企業者というの
は、その所得に応じて税金を納めておられるわけ
です。それにもかかわらず、この企業組合自体がさ
らにまた事業所得を取られるということになつて
まいりますれば、二重の税金を負担するというよ
うにも考えられるわけですが、しかし一個の組合で
ありますから、全然これに免税措置を講ずるとい
うことにも問題点がないではないということにな
ろう、ほかとの見合いという点も出てくるのであ
らう、こう考えられるのでありますけれども、現在
やつておる措置を見てみますと、普通の一般の協
同組合に對しては、事業所得に對しては減免の
措置が講じられておられるわけですね。ところが、こ
の企業組合に對しては減免の措置が講じられてい
ない。来年度の改正点を見ても、森林組合
は今度追加になつたわけですが、企業組合だけは
そのままであるということとは不合理である。ただ
いまの長官の御答弁の中から考えてみますと、た
だそのことが言えると思つたわけでは、そういうこ
とに對して、長官としてはどのような関心をこの問
題に払っておられるか、また、経過としていろ
ろと折衝した面もあるかと思つたわけでありませ
うが、そういう内容に對してお答えを願ひたいと思
います。

○中野政府委員 企業組合に對するこの税法上の
扱い、企業組合というものを認めまして、特に零
細な企業者の方々が資本と労働とをすべて組合に
投入をして、企業組合自体が一個の事業体として
働くというふうな形の、これも一種の協同組合で
ありますから、そういうものも認めたい以上は、し
かもこれは現在でも約五千程度あるのです。
そのうちで半分は以上は相当活発に働いていて、こ
じやないかというふうには私は見えておりますが、こ
れに對して税法上、御承知のように協同組合の所
得に對しては軽減税率というものがあつたわけ
です。ところが、企業組合についてはその恩恵がな
いということが非常にアンバランスじゃないかと
いうことがありまして、それ以外にもいろいろこ
まかい点がありますが、一番基本の点はその点で
ございませう。この点について、本年度の税制改正
において企業組合を中心とする中小企業者の協同
事業というか、企業合同というか、こういう形の
ものを大いに推進すべきじゃないかというこ
とで、通産省といたしましては、この問題を取り上
げまして大蔵省と折衝したわけでありませう。これ
は企業組合の税制改正について、これほど大幅に
いろいろの問題を全部取り上げて折衝したの
は本年度が初めてございませう。ところが、ま
とにこれは遺憾なことでございませうが、いろいろ
折衝した結果は、大山鳴動してネズミ一匹という
ことで、たいした結果にならなかつたのです。し
かし、これはたとえ組合の団体の中央団体であ
ります中小企業団体中央会あたりも相当の問題
については真剣に税制の問題として研究をされま
した。しかし、結局はそういう点は認められない
ことに終わったというございませう。最後に
一点だけは改正になっております。正確に申し
上げますと、企業組合の課税については、企業組
合の組合員が給与所得をもらつたわけでありませ
う。企業組合で働いておられますから、給与所得をもら
うわけですが、その給与所得以外の雑所得につ
いて、年間五万円までは申告を要しない、したが
って税金はかかりません。この改正をやつたわけであ
ります。たとえば例をあげますと、企業組合に組
合員が家を貸しておられるというふうな場合、その所
得が一年間五万円以下であつたような場合は申告
せぬでよろしい、したがって税金はかかりません。
この点は最後まで大蔵省と折衝を続けまして、よ
うやくこの一点だけが通つた。しかし、これも非
常に企業組合の方々に喜ばれております。長年
企業組合の税制改正について主張してきて、初め
て非常にささやかと言えなささやかですが、通

たということ、この問題については、さらに中
小企業庁としては再来年度は、今後の中小企業税
制の大きな問題として、もう少し実態調査を十分
にやりました、やはり企業組合について従来のよ
うな税制のやり方が不合理だということ、もう
少し実証的にデータを積み上げてやらないと、な
かなかこの問題は簡単に解決しない。私の折衝
した経緯から言つてそういうふうな考へておりま
すので、今度は十分準備をして取組みたいとい
うふうな考へております。

○中村(重)委員 いまのお答で、長官も誠意を
もつて取り組まれたというところは、そのまま受け
取りたいと思つたのです。ところが、いまのお答
の中からも納得のいかにないことは、森林組合が
今度追加になつたということ、それに企業組
合だけが取り残されたという点なんです。そうす
ると、どうして大蔵省が企業組合は軽減措置を講
じないというのか、その理由は何かということ
を明らかにしていただきたいというございませう。
それからいま言つたように、いわゆる別所得と
して五万円までは申告する必要がないということ
です。これは現在の税法上の中にもあつたわけ
です。別途所得は五万円までは、これは個人の場合
でありませうが、申告の必要はないわけでは、それ
と企業組合とはどう違うのか、そこを明らかに
していただきたいと思ひます。

○中野政府委員 企業組合は、先ほど御説明いた
しましたように、組合員が資本と労働を全部組合
に投入して一つの事業体のように、いわば会社の
一歩手前のような形に、実際運営なんか見ますと、
組合——森林組合の話はちよつと私はいまこの席
では勉強不足でできませんが、一般の協同組合と
は違つたんじゃないか。組合員がおのおの独立の事
業を営んでおつて、一部のことについて共同事業
とかをやるといふような形と非常に異つてい
るんじゃないかという点で、これは従来から大蔵省の
主張でもありますが、そういうことで協同組合と
企業組合は区別する、こういうことになつておるわ

けでありまして、この点については特に最近のよ
うな零細企業者の今後のあり方ということで問題
になつておりますから、むしろ企業組合というよ
うなものを積極的に活用する、そういうものとあ
れで、制度があるわけですから、そういうものを活
用して、零細企業者の企業共同化というか、そ
ういふ点を進めるといふ観点からいへば、むしろ積
極的に税制上優遇を与えてもいいじゃないかと思
ひます。いままでのところはそういうことで問題は解
決してきておりませう。それからもう一つの、企
業組合の組合員が給与所得をもらいます、その
給与所得以外の所得がある場合には、従来すべ
たので、これを先ほど申し上げましたよ
うに、給与所得以外の所得については年間五万円ま
での場合を申告を要しないこととする、これは確
かに御指摘のように法律改正でなく大蔵省の通
達になつておりますが、この点は明確にしてやる
ということになつておるわけでありませう。白書にも
その点ははっきり書いてあります。というは、最
初の案は、ちよつとこまかくありませんが申し上げ
ますと、企業組合の組合員の給与所得以外の所得
で、その属する組合に関連する所得以外のものを
五万円まで申告を要しない、そういうことになしよ
うということで大蔵省と話が一応つきかけてお
つたのですが、これだと、その属する組合に関連す
る所得以外の所得というふうなものは、かとい
うと、その組合員の人、たとえば原簿を書いたと
か講義をして所得があつたというふうな、そうい
うふうなものですね、それじゃちよつとおかし
いじゃないかということ、先ほど申しましたよ
うに、組合に関連する所得であつても給与所得以外
のものは全部五万円の中に入れてしまつたよ
うな、例としては、先ほど申しましたように、
組合員が家を提供しているというふうな場合に家
賃なんか入りますね、そういうものを今度はい
な雑所得として申告をせぬでいいということにし

がこれは多少やりやすくなる面もあると思うのであります。そういうところに見えない好影響も出るのじゃないかということで、まずとっかかりのことでございますから、ひとつ御了承をいただきまして、また省令で規制することでございますので、相対的とりを持った考え方でいけるんじゃないかと思うのであります。

○中村(重)委員 大臣、やりやすくなる面もある、それはいままでも保証人をとったのですから、保証人をとらないというところでやりやすくなる。ところが、やりにくくなる面はどうですか。私は弊害を言っているんです。あなたのほうでは何というか、危険をおかすおそれがある、確かにやりにくくなる面が出てくる。それは昨日も私は保証協会の方に申し上げたのです。株式会社か個人の金融業者か、そういうものが自分の意思によって自分の金を貸すというような場合は、何ものにもそうたいしてとられることはないのです。ところが保証協会というところになってまいりますと、保険公庫からの融資やあるいは地方自治体からの出資金、そういう形において運営をしてきておる。そうするとやはり無担保、無保証というものが、三年間というような規制措置が最低の基準だという形にどうしてもなるわけです。そうでなくて、今度は一年間の税を完納しておるのだからというところで、保証人を相当信用のある人をとるとかあるいは担保をとったということになると、その危険性ということも少なくなりました。けれども、いままでのような扱いでやってきて、もしそれが焦げついてきた、それが非常にふえてきたというところになります。それは保証協会は相当の批判を受けるということも警戒して、一年間の税完納というところで保証するということが、どうしてもこれはちゅうちょするようになるんではないかと、いままでもやってきたことを、もっと基準を引き上げていくという形になる可能性がある、これが一点です。

もう一つは、三十万円五万件だから、わんざわんざ押しかけてくるということになるとこれは困るんだという、抽せんやるといわけにもい

ない。この無担保、無保証というのは必ず三十万円ではなければならぬというわけじゃないでしよう、十万円でもやることもあるでしょう、コントロールするでしょうが、そういう道はあるじゃありませんか。三十万円以下は絶対しないので、これは三十万必ずやるんだということになってまいりますと、いま大臣が言われたような予算の面ではぼられるという形も出てくるわけです。コントロールするんだから、だからそういう基準をあまりきびしくしないで、と基準をやわらげて、そうしていわゆる信用の度合いは、いま言ふ保証の額においてコントロールしていけばいいじゃありませんかというのです。それが当然じゃありませんか。どうしてそういう点について……

○櫻内国務大臣 これは正直に申し上げて、今回やった場合にどれぐらいの希望が出てくるのかというところ私どもとして相当な不安感があるのです。そこでお話しのように基準を下げてみた結果が、非常に希望も多い。さてそれじゃもうみんな十万円にしてしまえといつても、それは借りるほうからいえば一応三十万円無担保、無保証ということが看板になって、三十万円当てにしておるのを、これがある程度のことではやるとしても、非常に数が多いから、じゃあ十万円ずつ無担保、無保証をしようやというところでもないと思うのです。やはりある程度の、借りるほうも一応の資金的な考え方があって、借りるほうも一応の資金の者が、こういう事情で二十万円ほどでいいとか、あるいは三十万円でもいいとか、この辺の申し込みに、やはり相当合理性がなければならぬと思うのです。まあ一つのお考え方はあるが、何といつても、正直に言えば、最初にやることでございまして、ここのところはひとつ細心の注意を払いながらやらしていただきたいということ、が偽らない私どもの気持ちだと思ひます。

○鳥島委員 関連して質問します。ただいま、大体の年度の仕事の目標として五万件くらいを考へておる、こういう点の問題なんです、庶民がこれを要望いたしましたして、これに救

済されるというならば、あえて五方というものでござる必要はないのじゃないか。むしろ、ほんとうの零細な小規模業者が救済されることがねらひであり、目的じゃないか、こう思います。五方というところで限定すると、それだけより救済しない。必要があつてもその限度より保証しないんだということでは、どうも不合理があると思ひます。そこで、この内容等を検討してみますと、三年間の完納の問題、それから三年間の同一企業の問題、三年間の同一市町村に居住という三つの条件があつて、なければ融資の対象にならない、こういうことなんでしょうけれども、その標準で検討してみますと、日本全国的には課税されるものの対象は全業者の三分の一程度より少ないというところであります。その二割程度より少ないのに、さらに完納しておらなければならぬ。非常に範囲が縮小される。さらに同一企業でありますから、転業する者、新しく商売をやる者もできない。あるいは他の市町村から転入してくる者もできない。そういったしますと、非常にツクが縮小されるのであります。そういったしますと、政府が看板に掲げておるこの零細企業と称するものを無保証で、無担保で保護政策をやるんだということ、目的が背反してくるんじゃないか、看板に偽りが出てくるのじゃないか、こう考へるのであります。そういう面から、大臣も時間がないようでありますから結論的に要約をして申し上げますと、かりにその税金の完納が三年でありまして、税そのものを所得税と事業税ということにいたさないで、このツクを全部解消して、住民税の完納期間は三年なり二年なり、住民税ということになりまして、全零細業者が対象になるのであります。そういう面から、住民税を完納しておるものを何件というような原則に切りかへする必要があるのじゃないか、こう考へます。大臣にいたしましたも、昨日中野長官からお聞きいたしましたも、あるいは大蔵省の財務調査

官からお聞きいたしましたも、初年度であるから

堅実にやる、こう言つておりますけれども、やつてみて悪ければやり直すというのであれば、どうも不見識ではないか、無定見ではないか。少なくとも政府がやるのであるから、責任を持って零細業者の保護政策をやるのだというたてまえでやるとするならば、そうやってみて、悪ければ、実効があがらなければ手直しをするということでもなく、初年度から正々堂々と小規模業者の保護政策でやるのだということに踏み切る必要があると思ひますが、どうでしょう。

○櫻内国務大臣 すでに御説明申し上げているようにございまして、今回の三年間同一市町村で非業をやつて税金を納めている者というところ、大体百万人ぐらいの対象になる、こういうことでございまして。いま御意見がございましたが、私どもは、これをやることによつて相当実効があがるという確信を持っているわけでありまして、実効があがり過ぎることをおそれるわけではございまして、先ほどから申し上げるように、悪いからそれじゃ今度は条件を変えるのだというような考え方でなくて、初年度の状況を見て、そういうことであれば条件緩和してもやり得る、こういうことであれば条件緩和をしてもそれはいい、検討しよう、こういうことで、ただ、初年度のことでもございまして、やはりこれは細心の注意をしてやるべきではないかというふうな、そういう気持ちも申し上げておる次第でございまして、先ほどのだんだんの御意見でございまして、私ども、決していま申し上げている基準をあくまで固執して、いこうというのじゃない。初年度の模様を見まして、できただけ条件を緩和して広く御利用願ひのがよろしいのであつて、また、そういうように資金手当てなどができる、保険公庫からの預託などが十分できるというように今後進めていくことにやぶさかではないのであります。しかし、本年度はこの条件でいきたい、こういうことを率直に申し上げておるわけでありまして。

○中村(重)委員 いまの大臣のお答えですが、私はその点に対して非常な危険を感じるのです。

全然無から出発をする、こういうような形で、それを実施したために弊害というものが起こってこなければ、それはいまの大臣のお答えで納得するのです。いいですか、その点なんです。その弊害をそれじゃどうしようとするのか。中野長官のお答えのとおり、プラスアルファだ、前向きだと言う、そのこと自体はプラスアルファであり、前向きであるということ、これを実施するということが非常に危険がある、後退の面がそこに多いから、弊害がふえてくるから、出てくるから、それをないうようにしなければならぬのだ。プラス面とマイナス面とどちらが大きいかということを検討なさいましたか。その点はどうなんです。

○櫻内内務大臣 中村委員のおっしゃること、よくわかりました。この制度によって従来の保証というようなものに影響があつて、一般的な基準もこの無担保、無保証の条件で右へならえするような傾向が出てくるのじゃないか、こういうような御趣旨だと思ひます。私は実は、こういう信用補完制度というものは、かりにもそういう後退があつてはいけないのだというように、根本的な趣旨としては考えます。でありますから、先ほど私が申し上げたように、ある部分が無担保、無保証にいくが、他の部分はより一そう活発に保証の行なわれるように、補完制度が活用されるようにということをお願いしているものであります。その点では、中野長官が言うとおりで、今度の場合プラスアルファである、あくまでもそういう考え方をしておるのであります。御指摘のような場合が、お話を聞いてみて、それじゃもう全然ないのだと今後言い切れるかどうかとなると、なるほど実情に即してみないと問題かなあという気も現在起きいます。しかし、それであつたらいけないのでございますから、今回の新しい制度というものは信用補完制度の一步前進である、こういう考え方に立て、全国の保証協会の事務の衝に立つ者が事務処理をすべきであらう、またそういうふうな指

導していきたい、かように考えます。
○中村(重)委員 問題は、いま大臣が答弁されたようなことで解決すれば、何も私もはこう深刻に問題を取り上げて指摘をしないのです。保証協会はもとより困つた制度をつくつてくれる、こう言つておる。いままでも私は一年間の税完納で保証してきた、三年間同一市町村に居住をして同一事業をやらなければならぬというきびしい扱いをいままでもしてこなかった。ところが、これが出てくると、どうしてもそれに右へならえしなければならぬようになります、こう言つておるのですよ。きのう参考人としてこへ保証協会の方がお見えになりましたが、それは中野長官の前、塩谷財務調査官の前だものだから、思ったことは言えないのです。しかし言いたいことは、長官もお感じになつたように、きびし過ぎると思ひますと言つておる。ですけれどもこれをやる、この制度で一度やってみようと言つておるのでございませうから、私もきびし過ぎると思ひますけれども、一応それを期待する以外にはございませぬ、こういつて、消極的賛成なんです。積極的には、きびし過ぎるということも改めてもらいたいということなんです。それが偽わらない心境なんです。そういう点をお考えにならないければ、一度やってみる、そしてその実績を見た上で、まあだいいじょうぶだと思へばこの額を三十万——大臣はそうお答えになりませんでしたが、この金額を引き上げようということも出てくるでしょう、あるいは三年間という基準を緩和するということも出てくるかもしれない、そういう気持ちだらうと私は思ふのです。ですから、プラスアルファというよりな形においてのそういう面は、いま大臣が言われたことを私も理解できるわけです。だから何回も繰り返して申し上げておきますように、いわゆる弊害の面をどうするかということも申し上げておるわけです。大臣は、従来もつと低い基準で

もって保証しておる、そういうようなものが今度のきびしい基準に右へならえしないように信用補完をさらに強化していくように指導をしていきたい、こう言つておられる。しかしそういう精神訓話的なことでは、こういう基準が出てくると、なかなかこの指導のとおりいくものではないわけですから、だからそういう点を大臣は十分配慮されなければならぬ。
それから、いま大臣は十万、二十万が無担保、無保証でもあるまい、こうおっしゃつた。そういうことを大臣が考えておられると、窓口は非常に困るのです。やはり二十万の無担保、無保証というものもあり得るわけです。決して一律三十万ということじゃないわけですよ。またそういうようにきびしくされると、それはただいま申し上げましたように、これはたいへんなことになるのです。それから信用力の低い人が無担保、無保証の恩恵に浴さないで、信用力の高いものが無担保、無保証の恩恵に浴するということは、これは矛盾ではありませぬか。信用補完という制度の趣旨からいって、私はそれは適当なことではないと思ふ。そういう点に対する大臣の考え方はどうなんでしょうか。

完をさらに強化していくように指導をしていきたい、こう言つておられる。しかしそういう精神訓話的なことでは、こういう基準が出てくると、なかなかこの指導のとおりいくものではないわけですから、だからそういう点を大臣は十分配慮されなければならぬ。
それから、いま大臣は十万、二十万が無担保、無保証でもあるまい、こうおっしゃつた。そういうことを大臣が考えておられると、窓口は非常に困るのです。やはり二十万の無担保、無保証というものもあり得るわけです。決して一律三十万ということじゃないわけですよ。またそういうようにきびしくされると、それはただいま申し上げましたように、これはたいへんなことになるのです。それから信用力の低い人が無担保、無保証の恩恵に浴さないで、信用力の高いものが無担保、無保証の恩恵に浴するということは、これは矛盾ではありませぬか。信用補完という制度の趣旨からいって、私はそれは適当なことではないと思ふ。そういう点に対する大臣の考え方はどうなんでしょうか。

○櫻内内務大臣 ちょっと私の説明が十分でなかつた点があると思うのでありますが、私は御意見のとおり、一律三十万円であるべきだ、こういう考え方はしておりませぬ。これは当然、こういうわけで資金が必要であるという申請に基づいてやるのでありますから、だからもちろんその十万の場合も二十万の場合も否定はしておるわけではございませぬ。この点は私の申し上げ方が悪かつたかと思ひます。私の言いたかつたのは、これはあくまでもこういうわけで資金が必要である、よつて、三十万だとか二十万だとか、こういうふうにいふべきだということを申し上げておるので、この点ではおそろしく中村委員とそう意見の相違はないのではないかと思ひます。ただ、先ほどの御質問で三十万円という一応のめどを、十万なり二十万円をめぐらしたらどうかということについては、私の見解としていまのようなことを申し上げたようなわけでありませぬ。

それから信用力の高い者が条件がよくて、信用力の悪い者が条件が悪くなつていく、実態的にはあるいはそういう場合ができてくるかと思ひます。しかし何と云つてもこういう制度を健全に発展せしめていく、これはやはり責任を持つてやるうとするその立場からいふと、御理解はいただけるのではないかと思ふのでございませぬ。これが最初から条件が甘くて、どうも根底から補完制度がうまくいかない、あまり申し込みが多くて、それにこたえることができない、やむなく個々の方々の資金計画によらずに、画一的な、三十万といつたけれども、これだけ申し込みがあるのでは十万円にする以外にはない、こういうことではどうも不見識だと思ふのでございませぬ。そこで繰り返して申し上げるようございませぬが、まず初年度はこの範囲でやらしていただきますが、その推移によって改善をしていく、御意見も十分参酌していく。なお、これに伴う一般的な保証に對しての影響というものに対しては、できるだけ行政指導を十分にしていきたい。また、どういふことになつておられますか最近の事情をよく承知いたしません。大体保証をやる場合には、保証協会にはそれぞれ審査機関などがございまして、そこには相当な実情に詳しい方が参加しておられて、この保証協会でもやる保証行為に逐一意見を具申しておる場合が多いと思ふのでございませぬ。おそろしく東京都のような場合はそういうことに現在でもなつておるのではないか。地方でもそういう機関があるところもあると思ひます。したがつて、政府の指導のよろしきを得、またそういう保証の審査機関のよるものが十分理事者のやる行為を見ておられますれば、私も申し上げます指導の万全を尽くせるのではないか、こう思ひます。

○中村(重)委員 それは審査機関があるのです。そこでやるのです。やるのだけれども、三年間の同一市町村の居住、同一事業をやる、そして三年間の税の完納という基準がある、この基準を侵すわけにいかないのです。その基準の上に立つた審査です。そこでどういふ審査が行なわれるか。こ

い。そして実施の状況を見て御期待に沿うような条件緩和にいきたい、こういうことでございませぬ。どうも平行線の論議でたいへん恐縮なんでしょうが、中村委員も、私どもの言っていることを全然わからずにおっしゃっているんじゃないというおことばもございませぬので、おっしゃっている御意見は尊重いたしますが、できるだけ御期待に沿いたいと思っております、何しろいまここで月の子で何かお答えをするわけにはいかないのです、おむね三十万、五万件、それには百万人の対象でこの程度の条件というように作業が積み上がってきておりますので、この機会に中村委員をはじめ、無担保、無保証の制度を推進されておる方々のお考え方は十分今後に織り込んで善処をいたしますので、とりあえず初年度はこういうことで御了解いただきたい。

○中村(重)委員 一番最後のことがばやほりひかかる。初年度はというのがですね。十分御意見の点もわかるので、そういうものを織り込んで善処したい、まではよかったです。これは政令事項ですから、あとでこれはやってもらってけっこうなんです、時間があるんだから、おそらく学究の部会でも問題が出たであろうし、また、私がいま申し上げておる——昨日島口委員からも十分申し上げておるわけですから、あとで大臣が速記録をお読みになれば、島口委員も専門家なんだから、実情にかけ離れるような議論はしないんです。だから、そういういろいろな点を参酌して、大蔵省の問題がひっかかるんだから、塩谷調査官もきのうからきょうにかけて十分耳を傾けておられる。私どもの議論を否定するという態度でもなかつたんです。自分の考え方は率直におっしゃったけれども、私どもの言っていることはそれなりに肯定のお答えも出ておるわけです。ですから、そういうことで大蔵省と話し合いの必要があれば大蔵省も十分話し合いをやって、政令の中で実情に即するようにきめていこう、こういうお答えであるならば、大臣もお忙しいでございませぬから、参議院のほうにおいでいただきたい。

まだ問題が非常に多いのですから、あとは長官なり塩谷財務調査官、あるいは厚生省からも見えておられるようでありませぬから、そういう事務当局との間にいろいろと質疑をかわしてみたい、こう思います。その点どうなんでしょう。

○櫻内内務大臣 私もおこへ短時間だけ出席をいたしまして応答をしておるのでございませぬから、あるいは私の答弁が不十分で、また失礼な点もあるうかと思ひますが、この場のことでもございませぬから、いま中野長官とも打ち合わせてみました。責任を持って答弁のできる範囲はきょう申し上げておることでございませぬので、十分御意見は尊重して考えさせていただきますかと思ひます。

○中村(重)委員 本委員会におけるかわされた質疑を参考にして、政令を定むるにあたっては十分検討する、そして適切な政令事項を定めていきたく、こういう考え方でないと理解をしてよろしくございませぬか。

○櫻内内務大臣 中村委員の御期待に沿い得るか沿い得ないかは別といたしまして、私の気持ちはおっしゃるとおりでございませぬ。

○中村(重)委員 それでは、大臣はお忙しいですから……。

塩谷財務調査官に、考え方をこの際明らかにしていただきたい。いろいろ議論されて、お聞きになつておわかりのように、調査官として、大蔵省は、これに形としては賛成ですが、しかし、あなたのほうは相当イニシアをとりられたのだからと思う。どうなんでしょうか、お聞きになつて、基準、きびしさというものは、

○塩谷説明員 たいだいま通産大臣からきわめて御懇切な御説明がございましたので、私がこれ以上加えることはございませぬ。通産大臣が最後に申された御趣旨に沿って、通産省ともよく相談いたしましたと思っております。

○中村(重)委員 蛇足のようだけれども、中野長官、信用補完制度の概要というものの本質、それをあなたが理解をしておられることについて、それ

○中野政府委員 先ほど来、中村先生も御指摘のように、中小企業者というものは本来信用力が薄いというか、特に普通の市中金融機関から金を貸すというような場合には、そこに非常に問題があるのは御承知のとおりでございませぬ。その意味におきまして、担保あるいは保証人等を立てるとか、いろいろむずかしい問題がございませぬので、そういう中小企業者の信用補完をする意味において保証協会というものが、これはいわゆる自然発生的にというか、必要性に応じてできたわけがございませぬ、その保証協会の保証が保証力というものを確保するために保険公庫というものができて、そういう政府機関から金の融通を一面において、そういう信用力が薄いものを補完するわけでありませぬから、そこに危険性が出てくるわけでありませぬ、その危険性を補完する意味で保険制度をつくるというところで、保証と保険というものを補完して中小企業者の信用力の弱いところを補完していこうということがこの制度の趣旨でございませぬ。ところが実際に、それではその保証協会といえども、幾ら保険公庫の七割のてん補があるからといって、信用力の弱い中小企業者に対して簡単にどんどん保証できるかという、現実問題として、保証というものは、御承知のようにやはり一種の金融の一端でございませぬから、なかなか簡単にはいかない。そこで現実の姿を見ると、保証協会が保証する際に、さらに保証人を立てさせ、少し金額が大きいと担保までとられる、こういう実態でございませぬ、そこに従来から中小企業者の皆さま方から非常に不満があったわけですね。それからいって、それでは保証協会に、たとえば損失補償でもして、全部回でそれをかぶるから信用力の非常に弱いものもどんどん保証せよというよりなことを言ひませぬ、これはそういう制度

をつくれれば別でございませぬが、これもなかなか問題が多い。したがって、ここである一定の要件を備えたもの、すなわち健全な経営をやっておるが、零細な企業であるがゆえになかなか担保がない、保証人も立てようとするが担保を取られるというふうなことで、中小企業者というものは保証人を頼みにいっても非常にいやがるのです。そういうものでも、先ほど言っておられるように一生懸命仕事をやって、いわゆる健全な経営をやっておると認定できるものは、これは担保も取らず、特に保証人も取らずにやろうというふうなことで、その点だけでも相当やりやうというふうなことが、こゝろにございませぬ。

○中村(重)委員 中野さん、えらいあなたは力こぶを入れて、画期的だところおっしゃったんです。あなたも中小企業長官として、零細な企業者から見れば雲の上におられるような人なんです。実際の実情を御存じない。実際はそういうものじゃありません。三十万や五十万のような金額までは、いまあなたが言われるようなことではないんです。担保を取つたり何かするというのは、これはもう少なくとも百万円以上くらいの金額が大体中心になっていませぬ。私どもはしゅちゅう窓口に行きますので、ある程度実情を知つておるつもりでございませぬ。あなたがお答えになりましたように、信用補完制度は、物的担保力及び信用力の乏しい中小企業者の信用力を補完することによって、これを一般金融機関の金融ベースに乗せて中小企業金融の円滑化を促進することを目的とするものである、こうなつていられるわけですね。ですから、どうしても金が借りられない、そういう人に保証協会の保証によって信用をつけて融資の道を開いてやるのだ、これが趣旨なんです。この無担保、無保証の制度というものはその徹底したものだ、私どもはそう理解をしておるのだし、またそれではなければならぬと考へていませぬ。いままで議論されたのは、そういう点がやや遊離をしてあるところ、こゝろに問題があるわけですね。それであなたがそういうふうなお答えをしてこられると

をつくれれば別でございませぬが、これもなかなか問題が多い。したがって、ここである一定の要件を備えたもの、すなわち健全な経営をやっておるが、零細な企業であるがゆえになかなか担保がない、保証人も立てようとするが担保を取られるというふうなことで、中小企業者というものは保証人を頼みにいっても非常にいやがるのです。そういうものでも、先ほど言っておられるように一生懸命仕事をやって、いわゆる健全な経営をやっておると認定できるものは、これは担保も取らず、特に保証人も取らずにやろうというふうなことで、その点だけでも相当やりやうというふうなことが、こゝろにございませぬ。

をつくれれば別でございませぬが、これもなかなか問題が多い。したがって、ここである一定の要件を備えたもの、すなわち健全な経営をやっておるが、零細な企業であるがゆえになかなか担保がない、保証人も立てようとするが担保を取られるというふうなことで、中小企業者というものは保証人を頼みにいっても非常にいやがるのです。そういうものでも、先ほど言っておられるように一生懸命仕事をやって、いわゆる健全な経営をやっておると認定できるものは、これは担保も取らず、特に保証人も取らずにやろうというふうなことで、その点だけでも相当やりやうというふうなことが、こゝろにございませぬ。

をつくれれば別でございませぬが、これもなかなか問題が多い。したがって、ここである一定の要件を備えたもの、すなわち健全な経営をやっておるが、零細な企業であるがゆえになかなか担保がない、保証人も立てようとするが担保を取られるというふうなことで、中小企業者というものは保証人を頼みにいっても非常にいやがるのです。そういうものでも、先ほど言っておられるように一生懸命仕事をやって、いわゆる健全な経営をやっておると認定できるものは、これは担保も取らず、特に保証人も取らずにやろうというふうなことで、その点だけでも相当やりやうというふうなことが、こゝろにございませぬ。

いうことであれば、またいろいろ問題もありませんけれども、私も審議を深めていく上について、従来一年または二年の税完納で焦げつきがどの程度あったか、この実績をひとつ何としてみたいと思うわけです。それから、焦げつきをしない人の比率ですね、それがどの程度になっているのか。あなた方は三年間税の完納という基準をおつくりになったのだから、当然こういう点を最も重点を置いて調査をされたと判断できるわけでありますが、現況はどうなっておりますか。

○中野政府委員 従来の小口保険の事故率といいますが、そういう御質問の意味だろーと思えます。一応従来の小口保険制度は大体二・五％程度の事故率で、今度の新しい特別小口保険については、一応予算上これは三％程度、これは見込みでございます。先ほど来おっしゃっておるように、三年以上同じ市町村に住んで、そして税金を納めておる者というなら、むしろそんな事故は出ないんじゃないかというふうな見方もできるかと思えますが、一応われわれのは各保証協会とも相談して、やはり危険率がある程度ふえるから、てん補率も普通の場合七割を今度は八割に上げておるわけでありまして、一応そういうふうな計算をして事故率を立てております。

○中村(重)委員 質問に対する的確なお答えでないわけですが、いま私どもが、基準がきびし過ぎるから、これをもっとゆるやかにしたらどうかということに対して、どうも予算の面からいえば無担保、無保証というのでほとんど押しかけられてきたのでは、これはどうにもしようがないというところが答弁の一点であったわけですね。もう一つは、初年度ということよりも、新しい制度なんだというお答えは、信用力があまりよくないような人にこの制度を適用すると焦げつきが出てくるということをお答えしておられるというところがどうか私に申し上げましたように、いままでそうきびしくない基準をもって保証協会は保証してきたのだから、一年の税完納あるいは二年の税完納という

ことでやってきたのだから、従来の実績は、保証協会の保証したその保証の中で占める焦げつきの比率はどうなんだ、それを伺っているわけですね。○中野政府委員 従来の小口保険については二・五％程度の事故率でございます。○中村(重)委員 従来三十万の小口保険は二・五％程度の事故率といたして、焦げついているので五％程度焦げついている——焦げついているのですか、損失ですか、どうですか。ちょっと違うのでしょうか。

○中野政府委員 いま申し上げました二・五％ないし二・五％の事故率というのは、保証をして結局代弁をしたので、弁済をしないために、かわって保証協会が金融機関に払った。したがって損失になるわけですね。しかし、実際にはそのうちの六割以上がその後何年かたって回収されますので、大体その六割ぐらいはあとになって回収されるわけですね。

○中村(重)委員 だから、一年程度の税完納で適用してみても一％かそこらですね、初めは二・五％というのは代位弁済なんだから。最近では代位弁済は非常に早くなったのです。保証協会の保証を実施いたしました当時は代位弁済というのは非常に早かったのです。代位弁済は最近早くも出たのです。だから無担保、無保証の形になりましても、この焦げつきは非常に少ないのです。これは三年間ということでもやりました、この程度はもう当然予想されるのです。だから、実際の実績から見ると、税金一年完納という程度でやりになりまして、何もそうあなたの方のほうで心配をしておられるような、そういう実績は出てこない。それが実相です。

○中野政府委員 その点は非常にむずかしい問題ですが、こういうふうなことを考えていただいたらいいたらいと思ふのです。従来は、要するに一年以上の納税というふうなことで、これは各地のやり方で非常にいろいろと違います。しかし、大体いま言われたように一年以上税金を納めているとか、

二年以上納めているとかいうようなものですが、保証人は全部立てさせておるわけですね。一人以上あるいは二人以上、保証人は全部立てさせておられますから、今度の制度は保証人を立てさせぬというところに意味があるわけなんですね。そうしますと、いま先生のおっしゃること、非常によくわかりますが、保証人を立てないために保証協会の危険が多くなるんじゃないか、また今度はかりに代位弁済の率が多くなるんじゃないかということが一つ。それから代位弁済をやった場合に、保証人がいないので、また担保は何もないのですから、回収が非常にむずかしくなるということね。そこで、政府としてぜひこの保険公庫のてん補率をふやしてくれ。最初これは九割という主張をしたわけですね。しかし、要するにこういう制度をつくらせて、そのかわり危険が多いから國のてん補率をふやしてくれということに一番問題があったわけですね。てん補率を上げなければ、新しい制度でも何でもないわけですね。これはそこに非常に問題があるんで、だからそこがわれわれとしても非常にやりにくいところなんです。したがって、保証協会のほうも対人信用で貸すのだから、ある程度の制限をしないと、やたらにこれをほとんど無制限に近い形で、担保もなしに、保証人もとらずにやれなんといつても、保証協会は引き受けられないのです。そこがわれわれ折衝の過程において心配した点です。

○中村(重)委員 全然基準を設けるななんて言っていないのです。現在の実績というものを無視した形でありきびしいことをおやりになってはいかぬと言っておるのです。現在やっておることだとして、実質的には一％かそこら程度の代位弁済にすぎぬじゃないですか。大体この信用補完制度というものを設けましたときは、相当きびしさがあるだろうということを予想して、それだけの予算措置というものがあつたのです。代位弁済は一応あるのだけれども、いわゆる損失に損失として落とす

こげつきというものは意外に少ないのです。大体こういう制度を設ける際には、ある程度の危険というものが伴ってくるのはあたりまえです。それをあまりきびしく独立採算性という形で締めつけをされると、この信用補完制度の本質をじゅうりんとすることになるのです。よくそこあたりをお考えにならないければ、大蔵省は金をとるところだからきびしく言うだろうけれども、あなたはそういう零細企業者、中小企業者の利益をどう守っていくかというところに重点を置いて取り組んでいかなければ、あなたがあまり窮屈にこり固まったのでは、どうしても零細企業者、中小企業者は救われませんか。もう少し頭の切りかえをあなたには必要があると思ふ。私は全然打ちやなことを言っていないのです。従来の実績を踏まえて言っているのだから、現実離れなことを言っているのじゃないのです。あなたとはあとでまた議論をしたり、質疑をしたりします。

厚生省にお伺いたしますが、環境衛生関係に對して補助金をできるだけ押えていこうという考え方が第一に出て、いろいろな制度をお考えになったのだからと思うのです。今度政府金融機関からできるだけ資金をあっせんしたいというふうな考え方を持っておられるわけですが、それについては、いま議論されている無担保、無保証信用補完制度というものが関係してくるわけですね。今後こういう環境関係の団体に対してどういう措置をしようとしておられるか、その点についての考え方を聞かしていただきたい。

○柳瀬説明員 環境衛生関係営業の団体につきましては、昭和四十年から環境衛生関係営業の団体に対する補助金制度というものを創設しまして、それで団体がいろいろ経営の合理化なり近代化なり、あるいはその他いろいろな営業関係の諸問題を自主的に解決するよう活動に対する補助、助成をするということを予算化しようとしておるわけでありまして。そこで、これは中央の連合会とそれから各府県ごとの業種別の団体にそれぞれ補助金を出すことにしたいというふうな考え

○中野政府委員 全然基準を設けるななんて言っていないのです。現在の実績というものを無視した形でありきびしいことをおやりになってはいかぬと言っておるのです。現在やっておることだとして、実質的には一％かそこら程度の代位弁済にすぎぬじゃないですか。大体この信用補完制度というものを設けましたときは、相当きびしさがあるだろうということを予想して、それだけの予算措置というものがあつたのです。代位弁済は一応あるのだけれども、いわゆる損失に損失として落とす

こげつきというものは意外に少ないのです。大体こういう制度を設ける際には、ある程度の危険というものが伴ってくるのはあたりまえです。それをあまりきびしく独立採算性という形で締めつけをされると、この信用補完制度の本質をじゅうりんとすることになるのです。よくそこあたりをお考えにならないければ、大蔵省は金をとるところだからきびしく言うだろうけれども、あなたはそういう零細企業者、中小企業者の利益をどう守っていくかというところに重点を置いて取り組んでいかなければ、あなたがあまり窮屈にこり固まったのでは、どうしても零細企業者、中小企業者は救われませんか。もう少し頭の切りかえをあなたには必要があると思ふ。私は全然打ちやなことを言っていないのです。従来の実績を踏まえて言っているのだから、現実離れなことを言っているのじゃないのです。あなたとはあとでまた議論をしたり、質疑をしたりします。

厚生省にお伺いたしますが、環境衛生関係に對して補助金をできるだけ押えていこうという考え方が第一に出て、いろいろな制度をお考えになったのだからと思うのです。今度政府金融機関からできるだけ資金をあっせんしたいというふうな考え方を持っておられるわけですが、それについては、いま議論されている無担保、無保証信用補完制度というものが関係してくるわけですね。今後こういう環境関係の団体に対してどういう措置をしようとしておられるか、その点についての考え方を聞かしていただきたい。

おるわけでありませう。それからもう一つ、都道府県の環境衛生関係営業の指導助成に当たるセクショーンにつきまして、これも補助金を出しまして、営業の指導面の強化をするというふうなことをやらせてまいりたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 その予算総額ほどの程度になっておるのか、それから配分の方法ですね、環境衛生は十三団体ですか、その中で重点があるだろうと思うのです。そこらあたりの内容をひとつ詳細に……

○柳瀬説明員 予算の総額は六千万円でございまして、これが補助金で、補助率が、都道府県及び都道府県の業種別の団体に対しまして補助金につきましては都道府県が二分の一負担をするというところから、その倍になるわけでございます。十七業種環境衛生関係団体がございまして、そのうち業種をある程度しぼりまして、九業種程度に絞ります。これは約半分でございませう。

それから補助のやり方といたしましては、都道府県の各種の団体につきましては、都道府県にまず補助をしまして、都道府県が二分の一を各団体にまた補助をするというふうな形で、これを平均いたしますと、一業種当たり二十万円程度が出されるというふうなことであります。それから全園の連合会につきましては、各業種別に九業種につきまして、平均百万円程度のものが補助金として出されるように考えております。

ては、府県に実情を勘案して考慮してもらい、あるいは全国組織につきましては、厚生省のほうでそういう実情を勘案して事業内容を検討して、ウェットをつけていきたい、こういうふうな考えでおります。

○中村(重)委員 こういう制度はけっこうだと思っております。ところが補助金を出す、一業種当り年間二十万円でありませう。それではないよりましだということになります、えてしてこういう補助金を出すことにおいて、その組合の自主性を制約するということが起らないともいえないのです。経理上の規制とかなんともあるのじゃないかと思つて。そこらあたりはどういう方法で運営していくことをお考えになっておりますか。

○柳瀬説明員 おっしゃられるとおり、経理上のいろいろな問題もあるわけでございます。その点につきましては、補助金の支出される事業につきまして、これがいたずらに浪費されるところかあるいは不当な支出にならないような指導はしていきたいと思つております。ただこの補助金は、これだけで団体の事業をまかなっていくというものはございませんで、団体の事業というものを助成するための誘い水といひますか、事業活動を活発にするための助成の手段としてやるわけでございます。そのほかいろいろ各団体ごとにもみずから財力におきまして自主的に大いに活動していただくことは、これは自由によつていただくように考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 近代化、合理化というのは、その環境衛生にどういふことを期待しておるのですか。近代化、合理化というのは、具体的にどういふようなことを合理化させる、あるいは近代化させるということがあるのだらうと思つて。そこらあたりはどうなんでしょうか。

○柳瀬説明員 これは業種別にいろいろ問題点が違つて、たとえばクリーニングならクリーニングという業種で申しますと、非常に零細な事業規模で夫婦と店員さんを一人、二人雇つていて、いろいろなものが入るという中で、非常に大きな機械を入れて大量に仕事の処理をしていくというような業者も出てまいりますと、そこでいろいろなあつてきが生じてくる。そうすると、そういう零細な事業規模の人たちは一体どういふふうにかつてから事業を展開して持っていきたいのかというふうな場合に、これを共同化をするならするにしても、どういふ形で共同化して、これが共同化し過ぎて設備過剰になるといふことでも、またこれはマイナスになるといふことで、その面をどういふふうなやり方をしていけばいいかということも研究しなければいけません。一例を申しますと、クリーニングでいえばそんな問題もありませんと、浴場は浴場、それから理容美容は理容美容なりでそれぞれいろいろの問題をかかえておるわけでありませう。

○中村(重)委員 おっしゃるとおりだと思つて。業種によつて違つたので、クリーニングのときは、あなたのほうで期待しておられる近代化資金の対象にもなり得ると思つて。浴場の場合は、ポイラーなんかによつて近代化資金の対象になり得るかもしれない。ところが、たとえば理容美容のときは、近代化資金を期待しておるとすればどういふことが考えられるか。私もその理解では近代化資金の対象にはなり得ないと思つて、その辺、あなたのほうでどのように理解をして取り組もうとしておられるのか。それから経営の近代化、合理化をおやりになるということになつてくると、いまの助成金でそれをやるうと

いつたて無理ですから、当然金融の措置が考えられなければならぬ。そういう点に対してどのように進めていこうとお考えになっておられるのか。また現在どう処置しておられるか、その点どうなんでしょうか。

○柳瀬説明員 業種によりまして、必ずしも近代化資金を借り入れるという問題だけの問題じゃないわけでございます。美容なり理容なりにいたしまして、経営のやり方が非常に前近代的なやり方をしている。たとえば帳簿のつけ方にいたしまして、日金をとつて、日金を生計費に充てたり支出をしたりというふうなことをやつておるということから、経営の計画性がどうか、あるいはいろいろな金融機関からお金を借りようと思つても、経理帳簿的に不備だとかいふようなことでお金が借りられないというものは、そういう指導もしなければならぬわけでございます。それから、共同購入なら共同購入というものは、どういふものをどういふやり方で共同購入をすればいいかとか、あるいは機械設備はどういふものをやれば、より能率的、効果的であるかとか、業種別にもいろいろ問題が違つたわけでございます。

○中村(重)委員 業種別に違つたことはわかつておる。ところが、あなたのほうでは、そういう経営の近代化、合理化を進めようというところについては、従来ともすれば政府金融機関からの借り入れがどうも重点が置かれてなかつた。それについては、あなたのほう自身も今度はこの点に積極的に取り組んでいこう、そこで政府関係金融機関からの融資がなめらかに行なわれるように措置していきたい、こういう態度でございませう。だからして、その点に対しては中小企業庁との関係も出てくると思つて。したがつて、どのよう

にこれを連絡をとつておられるのか。またいろいろ調整事項があるとすれば、ここらあたりは、いままでどう進めておられるのか、この点を中小企業庁長官からもお聞きせ願ひたいと思つて。○柳瀬説明員 環境衛生関係の営業につきましては、一般の生産企業的な中小企業といふ条件のな違いがございまして、事業規模が、中小企業といふより非常に零細な企業だといふような点とか、あるいは環境衛生関係のいろいろな衛生措置の基準を守らなければならぬとか、それからサービス業であるとか、消費者と直結しておる営業であるとか、いろいろな点で違つた面がございまして、そのために金融関係につきましても、そういう特殊性からいろいろ特別な考慮を払つていただかなければならぬところもあるわけでございます。おっしゃられるとおり、金融措置につき

ましても、政府関係金融機関から環境衛生関係営業の借りにくい点をできるだけ借りやすいようにしていただくように御連絡をし、あるいはお願いをします。それから、近代化資金なんかの指定業種にも必要なのは取り入れていたんだけどというふうなことを中小企業庁のほうにも御連絡、お願いしておるわけでございます。たとえば、近代化資金につきましても、三十九年度はクリーニングを指定業種にさせていただきました。それから四十年年度は浴場関係につきまして指定していただこうというところで、いま折衝をしておるところでございます。

○中野政府委員 いま厚生省から御答弁のあったとおりでございます。政府関係金融機関についても、環境衛生営業の特殊性等もございまして、そういう点で厚生省からもよく連絡を受けまして、これを関係の金融機関として金融の円滑に遺憾なきようにしておるつもりでございます。それから設備近代化資金でございますが、これもいま厚生省からおっしゃったとおりでございます。最近特に物価対策、消費者物価安定というふうな見地からも取り入れて、設備近代化の業種をふやすようにしておりますので、できるだけ厚生省の御希望にもわれわれとしても沿うようにせよ、かく努力中でございます。

○中村(重)委員 従来ともすると、環境衛生の団体関係の企業が、これは業種にもよりますが、けれども、政府金融機関の窓口が比較的狭められてきておったことは事実なのであります。保健衛生上の関係等もありまして、相当重視していかねばならないと考えられるわけです。ところが、従来の実績としては好ましくなかった。今度は積極的に厚生省もこれに取り組んでいこうというところであるといえますならば、中小企業庁との関係をさらに密にして効果があるようにしてもらいたい、こう思うわけです。これは言うまでもないことでありますけれども、この信用保険法の関係の無担保、無保証というものは、この環境衛生

の業者にも適用されるものと理解しておりますが、そのとおりでございますか。

○中野政府委員 御指摘のとおりでございます。○中村(重)委員 それから補助金ですが、これは、いま言ったように経営の近代化、合理化というふうなものは、別に機械設備をするというふうなことが条件ではないということでございます。で、主として衛生上の完備あるいは経理上のいろいろな点に重点があるようでありまして、これは当然補助金は支給されるものだ、こう考えてよろしゅうございませぬ。

○柳瀬説明員 そのとおりでございます。○中村(重)委員 それではけっこうです。長官にお尋ねしますが、第一種に今度小口保険を統合することになるわけですね。そうなっておりますと、この小口保険の中にありました医薬法人というのはどういふ扱いになりますか。

○中野政府委員 第二条に、御承知のように小企業者の定義がございまして、常時使用する従業員の数が五人以下の会社個人、それから商業、サービス業では二人、それからその最後のところに「医薬を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの」この従業員

の五人以下の医薬法人は、今度の特別小口保険制度の適用を受けるわけなんです。○中村(重)委員 そうすると、従来の小口保険の中には医薬法人というのがあつて、その医薬法人は五人以下の従業員を擁する医薬法人であつた。今度はその小口保険が第一種保険のほうに統合された。ところが、その中には医薬法人という字が消えておるわけですよ。だから、扱いとしてはどうなるのか、こう聞いておるのです。

○中野政府委員 いま先生の御指摘のは、第二条のいわゆる中小企業者でございます。その三号に「医薬を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの」いわゆる普通の中小企業と同じ扱いになって、第一種保険の適用が受けられる。したがって、医薬法人は三百人以下のものは、五人以下のものでも当然

ですが、従業員三百人以下のものは第一種保険の適用があり、従業員五人以下のものは特別小口保険の適用がある。したがって、医薬法人で従業員五人以下のものは一種の適用もあるし、特別小口の適用もある。こういう形になるわけでありませぬ。

○中村(重)委員 それはわかりました。それじゃ小口保険の中に医薬と前はあつたのだが……(中野政府委員「それは残っております」と呼ぶ)いや、今度は残っていない。医薬というのは消えているんだ。書いてない。ただ、五人以下の従業員を持つ企業、こうなつて、医薬というのは書いてないでしよう。そうですね。

○中野政府委員 それは入っております。お手元で中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の新旧対照表がお配りしてあると思いますが、これをごらんいただければ、要するに小口保険というのはやめて、特別小口保険ということにしたわけがあります。小企業者の定義のところは、「医薬を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの」というのは改正しております。それから、そのままで残つておるわけですね。新旧対照表をごらんいただければ、はっきりすると思

います。○中村(重)委員 私は調査室から出ておる資料でお尋ねしておるのですが、それには「従業員が五人(商業、サービス業二人)以下の会社、個人およびその事業に従事する者が五人以下の企業組合ならびに事業協同小組合等であつて特定事業を行なうもの」、こうなつておるわけ、医薬というのが載っていないので、その点をお尋ねしたわけです。それはわかりました。

そこで、小口保険、これは統合するんですね。従来の小口保険というのは第一種に統合する。統合するんだけど、条件は第一種保険の条件という形になるんでございませぬ。いわゆる利率の問題等にいたしましたもね。だから、統合だけども、条件が第一種の中に二つあるはずはない

んだから、事実上は廃止される、こういうふうな理解してよろしいですか。

○中野政府委員 その点は御指摘のように第一種保険と小口保険を統合いたしましたので、両方の加重平均によって保険料が第一種よりも少し下がっているんですが、その意味では両方が一本になったというふうに見ております。

○中村(重)委員 それからこの特別小口保険の金額を、私がさっきからコントロールしたらいけないかと語るのは、三十万ということにしないで、最高をやはり五十万程度くらいに引き上げる、そうしてその中では、金額で、信用程度に応じてコントロールしていく、こういうことの方が、実際は、いまの経済の上昇の状況、技術革新その他の条件の中からやはり適当ではないか、こういう考え方を持つておるわけですが、三十万円にした根拠ですね。それから五十万というふうなことを検討されたのかどうか。それから、コントロールの問題は大正との質疑応答の中でやりました。あなたが、あなたとはやっております。そういうことが、まあ大臣の理解というのがあるが、若干どうだろうかと思われ、節もありましたので、あなたのほうからそのあたりについてお考えを聞かしていただきたい。

○中野政府委員 いまの特別小口保険制度をつくるに際しまして、この対象になる最高金額を幾らにしたらいかがいということはお尋ねいたしました。実情を申し上げますと、五十万円以下で小口保証をやつておるところは東京、大阪でございます。ほとんどの各地方の実情は三十万円以下というふうなことでありますので、三十万円をやつたほうがいいのじゃないかというふうには私は考えております。しかし、そういう資金の需要のあれもだんだん大きくなることは間違いないのでありまして、実は、現在の小口保険の三十万円というのとは昨年改正をしたのであります。それまでは二十万円でございます。それを、昨年の国会で御審議願つたと思ひますけれども、二十万円から三十万円に上げたばかりでございます。そういうこと、それから地

方の実情から見て三十万円のほうがいいのじゃないかというふうな考えましてこういうふうなことにいたしたわけでありませう。

○中村(重)委員 それから所得税と事業税、法人の場合には法人税、これが三年間完納されておらなければならぬ、こういふことですね。そのことは、滞納の問題もありませうが、いま一つは、やはりそういう税金を納め得るような企業でなければならぬという信用程度というものを考えなければならぬ、こう思ふのです。ところが、御承知のとおり、いままでできるだけ税金を減税していかなければならぬという方向にあるわけですね。そこで、基礎控除を引き上げたり、いろいろ控除があるわけですね。そこで、ある程度の収入がありましても所得税がかからない、こういう企業もいまあります。そうなると、内容的にはある程度の健全な経営をしているけれども、税金はかかっていないのだというところになってくると、それが対象からはずされるのかどうか、その点どうですか。

○中野政府委員 税金を納めていなければならぬという条件でございますので、その理由がどうであれ、税金を納めていない人は健全経営というところからはずれるということになってきて、今度の対象にならないということになるわけですね。

○中村(重)委員 どうも、いよいよよって問題だと私は思うのです。そうなると、実際は何かとして少しでも税金をかけるようにしなければならぬというので、実際は所得が低くても、所得があったようにして、税金を幾らかでもかけて、納めるようにしようというふうなことになる。ざるを得ないという点も出てきますよ。これは、あなたはそう首をかしげられるけれども、そんなものじゃないのです。法人なんか現にあるのです。これはいま倒産会社がいろいろ経理をごまかして、そうして配当をやっている。こういふことも、いわゆる外部信用ということを考えるからです。赤字で税金を納めてなかった。しかし配当をするためには、いまの山陽特殊鋼の例なんかを見

てもこれは考えられることなんです、だから、私も知って知っている法人の中で、どうも税金を納めてなければ銀行から金を借りられない、だからして幾らかでも税金を納めなければならぬというので、ない所得があるようにして、実は税金を納めておられるのが事実なんです。だからこれだ、第一種保険制度があるのだから、何も保険制度は特殊保険制度だけではないのだから、そんなばかなことはないじゃないか、こうお考えになるかも知れぬけれども、零細な業者というものは、実際問題としてきまかく考えるのです。だから、いまの所得税あるいは事業税、そういうような税金を納めていないというふうなことで、それはいわゆる減税政策というふうな面からいけば、所得の低い人はできるだけ税金を納めないようにしていかねばならぬ。そうすることによって資本を蓄積させて、そうして企業から企業へと強めていくというふうなことも実際問題として考えていかなければならぬわけですね。そういうふうなことから考えるならば、そういう税金を納めていないのだからそれは信用力が乏しいのだ、いわゆる健全経営じゃないのだから、この特殊保険制度の対象にしないというところは、いささかもって冷酷無情の感なきにしもあらず、そういう点どうなんでしょうか。塩谷調査官の見解を聞かしていただきたい。

○塩谷説明員 先ほど来通産大臣からも御説明ありましたし、中野長官からもいろいろ御答弁ございましたが、私も全く同様な考え方でございまして、私自身の立場からこれと異なるとどういふことは、いま申し上げる時期じゃございませぬ。

○中村(重)委員 そこで、先ほど島口委員から関連質問で申し上げましたように、ここで住民税もひとつ加えられたらどうだ。住民税も滞納するよいう人は、これは健全経営じゃない、これは文句なしによくわかります。だから住民税を加えられる。そうすると、いわゆる減税政策の方向とも逆行しない、こういふように考えられますが、この点どうなんでしょうか。

○中野政府委員 そういふ点についても検討はいたしましたのでありますが、先ほど来申し上げておりますように、事業税、所得税、法人税というような税金を納めておる者ということ健全経営の一つのメルクマールにしようということ結論を得ておりますので、住民税にまでこれを広げるということになりますと、相当これは別の観点からいろいろ検討を要する問題でございまして、通産省としてはそこまではいま考えておりませぬ。

○中村(重)委員 法人税を対象にすると相当広がってくるおっしゃるけれども、こういふゆるやかな基準にしてもやはり予算に縛られるので無制限に申し込めばいいからといって保証してもらえれば、こうなんだけれども、そういう保証していただくから、税金は納めておるのがある。それでしぼるのだから、税金は納めておるけれども、審査をきびしくして保証しないということ、予算面からやはり制約が出てくる。だから何もあなたがそう御心配になるようなことはないじゃないですか。だから、所得税を納めておらぬ、事業税を納めておらぬ、だからこの対象にしないというふうな、そういう冷徹なやり方を住民税を加えることによって解決することができ、コントロールできるのじゃありませんか、どうですか。

○中野政府委員 これも非常にむずかしい御質問でございまして、できるだけやはり客観的な条件で対人信用力というものを保証協会に判定させ、そのかわり保証人とらに金を貸せ、こういう制度でございませぬから、ある程度そこに制限が置かれるのは、これは先生もお認めのごとく、三年以上というの少しきつくないかということ、これを実施してみても改めるにやぶさかでないという大臣の御答弁があったとおりでございまして、予算のほうで縛られるからいいじゃないかというの、これは非常に指導しにくいわけですね、保証協会に対して、保証協会の窓口でできるだけ客観的基準でやってもらう。したがってそう

いう証明書を持ってきた者に、担保も保証人も立てにくいのだという本人の申し出があれば、たとえはその金を一体どういふふうにお使いになるのですか、ほんとうに事業のためにお使いになるのですか、何かむだなことにお使いになるのじゃないかというところは、これは保証協会として当然審査すると思ひます。それから過去において保証協会に対して事故があったかどうか、こういう点は当然調べると思ひますが、やはり簡単な審査でスムーズに保証し得るようには、それにはやはり客観的な証明というものを金を貸すようにしたほうがいいのじゃないか、こういう趣旨から出ておるわけでございます。

○中村(重)委員 私は、予算に縛られるからいいじゃないかとは言わないのです。よくはないのです。できるだけ保証能力をつけるかと私は強く言っておるのです。だからできるだけ予算をつけて、保証するようにはしてもらわなければならぬ。その点はあなたと同じなんです。ですけれども、無制限じゃないですよ、あれは、どうしても保証能力というものが弱いのだから、強めるといったってなかなかそうはいかない。地方自治体のいまの財政窮迫の中において出資金を期待してもなかなかできない。地方銀行に対して出資金を期待するといつても、なかなかいけません。ところが、保険公庫だって今度六十億でしよう。保証能力は非常に薄いです。だからこれをふやすといつても、そう大幅に期待することはできない。したがって、実際問題としては制約があるのです。だからコントロールするなといつても、現実にはコントロールせざるを得ないのです。だから基準の問題をそうきびしくなさらないで、逆行するよいうな方向をおとりにならないほうがいいのじゃないか、私はこう申し上げておるのです。私は自分の感じを率直に言いますが、昨日来いろいろ議論されまして、あなたの方の答弁を伺つてみると、この小口保険共済制度に関しましては前向きなようではあるけれども、大村君が本会議でただしましたように、また今度の通産大臣の通産行政に対する

二二

か。そうなつてくると、同時に適用ということになるのですよ、一方は完済していないから。それならば同時適用になるのだからよろしいのだけれども、ところがそうではなくて、同時に適用されないということになつてくると、これは払わなければならない、特殊保険の対象として借りおる金を払わなければならない、こういうことになるのではありませんか。

○中野政府委員 非常に専門的な事項でございますので、正確を期する意味において担当課長から答弁いたします。

○中村説明員 先生のたゞいまのお尋ねの件でございますけれども、最初に三十万円特別小口保険の対象になる保証を受けて金を借りております。その後事業が順調にまいりました、なお二十万円借りたい、こういう事態が起つてくることの間々あるかと思つて、その場合には、この改正法律の第三条の二というのがございますが、その四項で、そういう場合には一月に三十万円特別小口保険を借りておつて、四月に今度はさらに二十万円借りたい、合計五十万円借りたい、こういう事態が起りました場合には、四月の時点で従来の特別小口保険を返済するのはたいへんでございますので、その時点で従来の三十万円も新しい二十万円と同じように合計五十万円がその時点から第一種保険に変更されるという規定がこの改正法案に入っております。したがって、そのなりますと、三月まで、四月に返しますものは、最初の三十万円は安い保険料で、八〇で保険が行なわれておりますが、四月から今度は前の三十万円と新しい二十万円と合わせて五十万円が一種としましてその時点から保険料が一種の保険料になる、てん補率も七〇になる。こういうような切りかえ措置を特別にこの改正法でいたしております。

○中村(重)委員 扱いはわかりません。扱いはわかつたんだけれども、そうすると第一種のほうで二十万か三万ならば、あるいは四十万でもいいんですが、それまでなら貸すけれど

も、五十万は貸せないんだということになれば、今度は保証人が要るんだから五十万は第一種保険の適用を受けることができなくなるのじゃないですか。扱いはわかるんですよ。いままで特殊保険の場合はその利率が安いんだから無担保、無保証というふうな形になつてゐるんです。一方今度は、二十万借りると五十万になるんだから、そうなつてくると、総額の五十万に対して保証しなければいけないんです。保証人が要るわけですよ。それで第一種保険が適用されるんだから、保証協会だつて今度は五十万を貸したという形の扱いにせざるを得ない。てん補率も八〇じゃなく七〇になつてくるわけですよ。金融機関だつて、今度自分のほうも三〇％は負担をするということになる、五十万の責任を負うんだから。扱いは説明でわかつたけれども、実態は、これは適用されない、同じようなことになるですよ。

○中村説明員 先生の御質問の点、私が理解したかどうかあれでございますけれども、保証は保険公庫の、保証協会の保証でございますれば、一種保証は百万まで保証の限度がございます。さらにそれをこえます場合には二種の保険になります。先生のお尋ねが保証人の保証ということでございますたら、保証人の保証はあとの二十万円の保証でございまして。

○中村(重)委員 そうなつてくると、さきの三十万円を借りている金融機関というのが、たとえはAの銀行から借りてきたとします。今度は第一種保険を適用して借りる場合はBの銀行から借りるということが起つてくる。必ずしも同じじゃないです。そうするといふあなたがお答えになつたやうな、その事務的な処理というように簡単にいかない。やはり形は五十万円借りた、そして一種保険を適用した、実際はこういう扱いになつてくるんじやありませんか。

○中野政府委員 いま法律改正で第三条の二に書いてあることは、先ほどの、うちの金融課長が説明いたしましたように、三十万円借りておつて、さらに追加で二十万円借りる場合は、その五十

万円全体について第一種保険とみなすということ、移り変わりをスムーズにやっておるわけでございます。いま先生の御質問の場合は、実際現実に保証人がどうなるかという問題でございます。いまこれは保証協会の問題でございます。いまももう少しの確に実際の現実はどういふふうになるかということをよく調べて、この次の機会に正確にお答えしたほうがいいかと存じます。

○中村(重)委員 単にみなすということだけで片づかないのです。この一種保険というものは、すでに特殊保険とは利率も違つてくる。それから担保率も変わつてくる。条件が変わつてくるのだから、いまのお答えでは的確ではないと思つて。しかも、いま長官のお答えでございまして、あとで、この次の機会に的確にいたしたいと思います。またいろいろ金融問題についてお尋ねしたいのですが、予定がございまして、次の私の機会にいたします。次の質問を留保いたしました。きょうはこれで終わります。

○内田委員長 吉田賢一君。
○吉田(賢)委員 以下私は、二、三の点につきまして伺いたいのは、兵庫を中心として、輸出繊維物の典型的なものであるギンガム産業者が非常な危機におちついておられますので、これをめぐつて伺つてみたいのであります。御承知のとおり兵庫は輸出ギンガムの八割を生産いたしておるのであります。全体が中小企業あるいは零細企業でございます。そこで最近の経済、社会の諸情勢から深刻な人手不足におちついておられること、企業の分散、ごく零細化しつゝありますこと、こういった事情にありましますので、根本的にこれが対策を立てる必要があろう、こう考へるのであります。

そこで、まず第一点に伺いたいことは、中小企業長官に伺いたしたいのですが、あるいは繊維局長が適當かかわりませんが、いづれなりともけつこうでございまして、これらの企業者の近代化の基本計画というものが、かなり広範な内容にわたつて立てられておるやに聞かれますが、その点はいかがでありますか。

○新井政府委員 お話しのございましたギンガムにつきましては、これまた先生の御指摘のように、兵庫の播州地区に集中をいたしてあります。ほとんどが対米の輸出品でございます。非常に重要な産業というふうに私もも織物の中では考へておるわけにございます。したがって、今般、近代化基本計画というものを策定いたしました。これは全部織物と一般になつておりますけれども、綿織物と申しましても非常に広がりございますので、特にギンガムあるいは別珍、コーレンというふうなそれそれの業態に應じてまして、四十三三年に向かつて近代化の促進をやつてまいりたいということをやつておるわけでありまして、基本計画ができました。本日、実は午後最終的な審議会の御確認をいたしたくという情勢にありまして。

○吉田(賢)委員 これは大事な根本的な点でありますので、概要でよろしゅうございまして、たとえば生産費の引き下げの問題もあろうと思つた。中心である設備近代化の方策もあろうと思つた。あるいはこれをめぐりまして経営の合理化もあつた。また品質につきましても相当問題があると思つた。特に重要なのは適正生産費、こういったものにつきましても、いづれも近代化の基本計画ないしはいわゆる機屋の体質改善の根本の問題のみでございますので、概要でよろしゅうございまして、御説明をいただきましたと思つて。

○新井政府委員 綿織物の基本計画の概要でございますが、御質問にございまして、特に賃金の上昇というものが、かなり御承知のように大幅になつておられます。これは全般の需給情勢からそうなつておるのでございまして、そういうものをやはり生産性を上げるということによつて吸収しようという考へ方でございます。したがつて適正な規模を持つてまいりますとか、あるいは特に設備が老朽化をいたしておりますものを、少なくとも老朽化設備を近代化していくということもございまして、綿織物全般をいたしまして、現在基本計画では四十三三年に向かひまして約五百億の資金

が要る。いま問題になっておりますギンガムがどのくらいかという点はさらに今後こまかく細分をしてみたいと思っておりますが、さような考えでやっておるわけでございます。そういったおは設備的な近代化の裏に、やはり最も重要でございますのは全体としての構造改善、これは現実を即しましてかなりまだ時間をかけていかなければならぬかとも思いますけれども、個々の設備の近代化のほかにギンガムの全体の姿としてどうするか、集団化とかあるいは業務提携とかいろいろあると思っておりますが、この問題は安定法ともからんでおりますので慎重にやってみたい、こう考えております。

○吉田(賢)委員 四十三年を目途にかなり具体的な計画がある様子であります。そこでさしあたり本年具体的な危機対策というものを、やはりこの辺は相当積極的かつ的確に策を立てまさんと、せつかく数年後の、そういう大きな計画にもまた根底がくずれてしまおうおそれがあると思うのであります。ところでこのギンガムの実態は、すでに織維局におきましては十分につかんでおられるのでありますけれども、しかし現状は、たとえば四六の産地における工賃を政府の資料並びに私どもが実地の調査によってみましても、大体ヤール二十六門のようでございます。これはモデル的な工場、たとえば四七の広幅ギンガムの織機二十四台という程度の工場について大体採算を検討してみますと、最近、人件費が約六割近くかかりますので、これは完全に赤字でございます。したがってして業者の所得は計算に入らぬというふうな数字すら考えられるのであります。こういうのでありますので、最近の兵庫県特に播州地帯におきましては、実は一台ないし十台、こういった農家、半農半工場ですか、夫婦で労働基準法の適用を受けないで、二十四時間家族ぐるみの労働を行なっていて、そして主人と主婦が汗みどろになりましてやる。これは十台ということになりますと大体諸経費差し引きまして十万円そこそこが残るようでありまして、この点は兵庫県の県庁が本年二月一日付

で、大学の教授なんかの動員もいたしまして、かなり厳密な実地の企業診断を遂げました結論も大体そうなっております。機業者の経験に徴してみましても大体そうなのであります。ところが十台をこえて三十台を分岐点といたしまして三十台前後になりますと、いわばめちやくちの企業状態でございます。三十台と先というものがまた最も多いのであります。二万余りの織機、千五百の機屋のうちで三十台前後のものは、これはもう大工場における労働者の賃金並み、これが機業者の所得なり、こういう判定でございます。そのとおりなんです。そういたしますと、機業者としてのいろいろな計画、心配、投資、それからいろいろな交際等かなり捨てて大企業の労働者並みの所得というのでは、何といたしても捨てておきたい状況であります。だんだん上上がっていきまして百台と先になりますと、三十台をこえて上上がりますと、利益よりも赤字になる工場の場合が多くなってくる。そこで三十台前後が一斉に一台、二台ないし十台へ分散していく、こういう状態なのであります。これが全国の対米縮輪出のギンガムの産地の八割までの実態なんです。そこで昨年は私も福田大臣にもいろいろ申しまして、二億円の融資が企業庁のお世話でせられたようでありまして、これも相当効果はあったようでありまして、しかしなかなかこのような実態に至るその底をなす長い間の蓄積というものは、これはどうにもならぬ状態になっておる。とすると、根本的にどうすればいいのか、そこへ達着いたしております。どうしたらいいのか、あなたのお立場でまずどうしたらいいのか、三年後のそれもつけようでございますけれども、きょうどうすればいいのかということの第一案をまず出して見ていただきたい。

○新井政府委員 吉田先生から非常に実情を御理解いただいたお話承ったわけでございますが、確かに零細な十台以下のほうがいろいろな点で弾

力性がございまして、そういう情勢であって、むしろ三十台以上が非常に困っておるといことだと思っております。ちょうど四月十六日と申しますのは、これまた先生十分御承知だと思っておりますが、対米輸出のシーズンオフになりますので、毎年このときがちょっと悪いという情勢でございます。そういう面からいまして、生産の設備問題ももうございまして、むしろ私も率直なことを申しますと、受注の方式と申しますか、これがほとんどが貸織りでありまして、商社あるいは紡績による貸織りでございますので、そういった面の下請契約の合理的なあり方、あるいはそれをいまして、たしまためには、播州といたしてもほらばらばらではなくして、これは商社がどこで紡績がどこだということ、ある程度違った面はあろうかと思

考えております。

がございまして、谷間ですが、八千代町と申しておりますが、それが一斉にこれまた四台とか八台の機屋にかわっていきます。四台、八台の機屋さんがギンガムで、準備工程は他にまかす、ただ若干の経験があればできるのでありますから、まあいわば未開地におきましてもできる産業です。から、どこでもやれるというので、これはやはり中小企業対策といたしましては全く典型的な一つのモデルでありますので、転落というか、前向きじゃなし、全くうしろ向きです。近代の中小企業でうしろ向きがく整然と零細化しつつあるという事は、まさに前時代的な現象です。こんなものをほっておきましたら、日本に中小企業対策というものは政治的に、行政的にないと私は断定せざるを得ません。こういう意味におきまして、ぜひ現地をべん御視察を願いたい。

それからの共同受注の問題ですが、やはりこの問題は私自身も実はしろうとなんとして、機屋でもなければ、多くの知り合いがあるという程度でございますけれども、一つの問題は、やはり資金問題であろうと思っております。体質改善と申しましても、いまのあれでは体質改善できません。たとえば資金の面について見ましても、いま西脇地区と申しますか、播州地区におきましては、高利貸しがはんらんしております。三月末の期日の手形二億四千万、これはあの地方の一流商社の手形で二十銭、二流になりますと三十銭もありま

ていきますという事は、これは連鎖拡大してきます。利息が利息を生んでいくのでありますから、これはたいへんな状態です。全部利息が企業を食いつぶしてしまふだろう。でありますから、中小企業界との連絡を、こちらもしたいと思

いますけれども、またきょうは長官も見えてお

りますから、ともにひとつかりとした御意見

見をいただきたいと思ひます。公庫といたしまし

て、これに対してひとつ相当な覚悟で臨んでもら

いたいと思ひますが、いかがでございますか。

○新井政府委員 一度播州のほうに出てこいとい

うお話でございますが、近代化計画もございま

すし、御趣旨に沿ひましてしかるべき機会にぜひ

参りまして勉強したいと思ひます。

なお、金融問題でございますが、この点は昨年

度、これまた先生の非常な御尽力によりまして、

公庫と申金のほうからそれぞれ合わせて二億一千

万の金融措置をいただいたわけでござい

ます。ちよつと昨年度はアメリカのほうでも、これもま

あ御承知かと思ひますけれども、綿花単一価格

制という問題がございまして、日本から買いつけ

たらいいだろうかどうだろうかという気迷いが

あったからああいう問題が起つたわけでござい

まして、今後かなり順当にいくかと思ひますが、

いまのお示しの金融問題等も関係のほうとよく打

ち合わせをやってまいりたい、こう考へてお

ります。

○吉田(賢)委員 ちよつと阿部さんにいまの点に

つきまして御意見を伺いたいと思ひます。

○阿部参考人 たいだいま織維局長からお話があり

ましたように、昨年商工中金といたしましては、

中小企業金融公庫と協力いたしましたして、期間三年

ものであったと思ひますが、安定資金を出したの

でござい

ます。その後の状況につきましまして私が

伺つております範囲では、昨年の春ごろに比べま

すとお問題も多々あるようござい

ますので、先生

のたいだいまの御指摘の件は特に重要と思ひます

し、関係金融機関、また中小企業庁、織維局の御

指導をいただきまして善処してまいりたい、こう

存じます。

○吉田(賢)委員 この問題につきましまして、中小企

業金融公庫の金融措置、これも非常に期待をして

おる政府機関でござい

ますので、そのほうから

もししかるべき御意見を拝聴しておきたいと思ひ

ます。

○舟山説明員 たいだいま商工中金のほうからもお

話ござい

ました。私のほうといたしましても播

州織物の重要性は、いろいろな意味で、あるいは

中小企業対策として、あるいは輸出産業として重

要性を認めておりまして、私のほうの神戸支店の

管轄に属しますけれども、絶えず関心を払つてお

る次第でござい

ます。いまお話のありましたよう

に、昨年は商工中金と協力して企業安定資金を一

億ずつ合計二億出しまして、実は私は業者のほう

からは喜んでいただいておりますというふう

に伺つて

おります。またそのほかに、輸出促進のための別

当出ております。最近では支店のほうにこの六月ご

ろですか、さらに企業安定資金の相当額の借入

れをしたいというお話もござい

ましたことを承

しておるのであります。御趣旨に従ひまして十

分に御協力をしたいと思つております。

○吉田(賢)委員 企業庁の長官に伺ひます。さ

きの共同受注の問題に關連いたしますが、業者並

びに地域における代表者ではありませ

んけれども、青年、中堅、そ

ういった人々十数名のいろ

んな意見を聞いてみたのですが、一つは、こ

ういふ点も非常に将来性があるように言

うので、つま

り、地域別における協業化です。したが

いまして

これは工業団地の計画もその一部かと存

じます。けれども、工業団地

い、だから、一つの方法として、地域別における

協業化方式をこの際大胆に計画してはどう

か、こ

ういふふう

に言う者があ

るのであります。この点につきま

して、中小企業

庁としてはどう

いうふうにお考へになりま

しょうか。

○中野政府委員 いま先生から御指摘のありま

した問題は、確かにわが国の中小企業のこれからの

あり方、行き方として非常に大きな問題を

示唆して

おるのじゃないかと思ひます。従来

の形のまま

で、はたしてや

つていけるか

どうか。特に先ほど

も御指摘があり

ましたように、賃金がだんだん上

昇をする。工賃も、私の聞いてお

るところでは、

昨年からことしにかけては

ある程度上が

つてきて

おるようござい

ます。それ

でもなかなか追

いつかない。そのために、か

えつてま

つた企業

体では経営が苦しく

つて、これを緊縮化するこ

とによ

つて、悪い意味の弾力性を持つ

というふうな形

にいつているのじゃないか、私

は先生の

お話を拝聴しながらそう思

まかいところまで述べてあります。勧告も提起し

てござい

ます。したが

いまして、これは最近にお

ける好個な

生きた資料であると私は考

へますの

で、い

ずれあなた

のほうにも申し出ると思

ひます

けれども、し

かるべく御配慮の

対象にして

いた

きたい。

そこでもう一つは、企業

が幾つか寄りまして地

域にお

ける協業化をするに

しまし

ても、現在ある

協同組合

がこの地域にお

きま

して四つあり

ます。五

つあり

ますが、

これが統一

しては

どうかとい

う意

見もある

のです。しかし統一

も大事であ

ろうけ

ども、この協同組合

自体の強化対策

というものが

したら、生産は二分の一になるだろうという憂慮すべき実情にあります。したがって、あそこには染工場あり、あるいはその他の産元あり、その他の一部の優秀な工場もありますが、大部分はいま私が御説明申したように、よい労働力は漸減の傾向にあることは事実でありますので、なおそれらの点につきまして、あるいはひとつ十分に実態をお調べいただきまして、御説明になりましたようなことの推進を御希望申し上げておきたいと思いません。

次に、ちょっと、簡単でよろしくございますので御答弁願っておきたいのですが、染工場の役割りは非常に大きいのでありますが、最近加古川に排水する汚水の問題が重大化してまいったのであります。これはたいへんなことでございます。また、そのために、あの地区は工業整備特別地域にならうとしておりますが、これもつれまして今後問題になりますので、この公害対策につきまして、特にいわゆる染色工場から排水します汚水対策、これは非常に重要でありますので、ごく簡単でよろしくございますから御説明いただいて、これをもって私の質問を終わります。

○平松説明員 西脇にあります染色工場の排水が、その下流の上水道に影響を与えている問題を生じておるわけでございますが、この中小企業一軒一軒に処理池を設け、除害施設を設けますことは、場所もございませんし、生産に直結しておりませんので、資金的にも非常にむずかしい問題でございます。したがって、現在、県当局及び通産局と関係企業の方と御相談しておりますが、行く行くは上流のほうに固地化をいたしまして、その固地で共同処理施設をつくって共同処理をやってまいろう、こういった方向で検討をいま続けているところでございます。

○内田委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる四月二日金曜日午前十時十五分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時二分散会

昭和四十年四月八日印刷

昭和四十年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局